

鳥取市保健所麻しん抗体価検査業務（委託医療機関）実施要領

第1 目的

海外渡航予定者や麻しん風しん混合ワクチン定期接種前の乳児や妊婦の同居者等に対し、麻しんの感染予防及び麻しんのまん延防止を図ることを目的とし、予防接種が必要である麻しん感受性を効率的に抽出するため、医療機関における無料の麻しん抗体価検査を実施する。

第2 実施主体

事業の実施主体は鳥取市とし、鳥取県東部医師会と委託契約を締結することにより事業を実施するものとする。

第3 受検対象者

医療機関麻しん抗体価検査（以下「検査」という。）を受検することができる者は、鳥取県内に在住する者のうち、麻しんワクチン接種2回未了者（接種歴不明者を含む。）であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、小学校就学前の者、過去に麻しんに係る抗体価検査を受けたことがある者及び既往歴のある者は除く。

- （1）海外渡航予定者
- （2）0歳児の同居者（注1）
- （3）妊婦の配偶者（注2）などの同居者（注1）
- （4）妊娠を希望する女性
- （5）妊娠を希望する女性の配偶者（注2）などの同居者（注1）

注1）同居者とは、居住する空間を同一にする頻度が高い者

注2）配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含む。

第4 委託医療機関

この検査を実施する医療機関（以下「委託医療機関」という。）は、鳥取県東部医師会に対して本検査事業への協力を申し出た医療機関とする。

第5 受検の手続き

（1）受検の申込み

検査を受検しようとする者（以下「検査希望者」という。）は、委託医療機関に対して「鳥取市麻しん抗体価検査受検申込（問診）書」（別紙様式1）（以下「申込書」という。）により受検を申し込むものとする。

（2）受検対象者の確認等

委託医療機関は、第3の受検対象者の確認を行うため、（1）により検査希望者から提出された申込書の記載事項を元に受検対象者であることを確認する。

なお、受検の必要が認められないときには、その旨を説明するものとする。

（3）結果通知に関する説明

委託医療機関は、検体の採取後、「鳥取市麻しん抗体価検査結果のお知らせについて」（別紙様式2）に検査結果を説明する日時を記載の上、これを受検者に引き渡すとともに、当該日時に来院する旨を説明する。ただし、当該受検者が郵送による結果通知を希望した者（以下「郵送希望者」という。）である場合は、この限りではない。

第6 検査の内容

この検査の内容は次のとおりとする。

- （1）問診
- （2）麻しんウイルス抗体価検査
- （3）結果通知及び指導

第7 検査項目

麻疹抗体価検査の検査項目はE I A法、中和法またはF I A法とする。

第8 検査結果の通知及び指導

(1) 面接による結果の通知

委託医療機関は、検査結果について「鳥取市麻疹抗体価検査結果通知書」(別紙様式3)(以下「結果通知書」という。)を作成し、受検者に速やかに通知するとともに、説明及び指導を行うものとする。

(2) 郵送による結果の通知

郵送希望者に対し結果通知を行うに当たっては、結果通知書を作成し、送付するものとする。

第9 実績報告

委託医療機関は、当該月に実施した検査結果について申込書に記入の上、当該月の翌月10日までに鳥取市長に報告するものとする。

第10 秘密の保持

本事業の実施にあたり、関係者は秘密の保持に関して次のとおり留意するものとする。

- (1) 受検者等のプライバシーの保護に最大限の配慮を払うこと。
- (2) 本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用しないこと。
- (3) 関係書類の保管は厳重に行うこと。

※「麻疹抗体価」について

「医療関係者のためのワクチンガイドライン第5版」(一般社団法人日本環境感染学会作成)、「医療機関での麻疹対応ガイドライン第七版」(平成30年5月 国立感染症研究所 感染症疫学センター作成)の考え方に基づき、以下の抗体価を満たさない場合は予防接種が推奨される。

検査方法	抗体価(単位等)
EIA法 (酵素免疫法)	16.0以上 (E I A価)
中和法	1:8以上 (希釈倍率)
FIA法 (蛍光免疫測定法)	1.5以上 (抗体価A I※)

※A I:製造企業が独自に調整した抗体価単位

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。